令和７年９月11日

医療局生活衛生課

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に

関する条例施行規則の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、「水質基準に関する省令」及び「水道法施行規則」の改正に伴い、「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見公募を行います。

１　意見公募期間

　　令和７年９月16日（火）から令和７年10月15日（水）まで（必着。郵送の場合は消印有効。）

２　意見提出方法

　　別添の意見提出用紙に住所（区名まで）、氏名、連絡先、御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

　　なお、お電話や口頭による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

　(1) 電子メール

　　　電子メールアドレス：ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

　　　（横浜市医療局生活衛生課）

　(2) 郵送

　　　〒231-0005　横浜市中区本町６-50-10　横浜市医療局生活衛生課

　(3) FAX

　　　FAX番号：045-641-6074

　　　（横浜市医療局生活衛生課）

　(4) 直接持参　※受付時間は８時45分から17時15分まで（土日祝日・年末年始（12月29日～１月３日）を除く）

　　　窓口：横浜市医療局生活衛生課（横浜市中区本町６-50-10市庁舎21階）

３　御意見の取扱いについて

　(1) いただいた御意見は、内容を検討の上、「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の改正の参考に利用いたします。また、御意見の内容は、本市の考え方とともに公表します。

　(2) 御意見の提出に伴い取得した住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用いたします。

４　注意事項

　(1) 御意見につきましては、締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。ただし、郵送の場合は消印有効です。

　(2) お電話、口頭での御意見はお受けできません。

　(3) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

５　御不明な点についてのお問合せ先

　　横浜市医療局生活衛生課

　　電話：045-671-2456　　FAX：045-641-6074

　　※お電話や口頭による御意見は御遠慮ください。

　　※受付時間は８時45分から17時15分まで（土日祝日・年末年始（12月29日～１月３日）を除く）